

農業委員会だより



家族経営協定（令和元年7月23日締結） 前列左側：山本家 前列右側：重原家

会長就任あいさつ



会長 志波 豊

このたび、平成31年4月総会にて会長に選任されました。農業委員会等に関する法律の抜本的見直し（平成28年施行）から2度目の改選になり、38名の委員が選任されました。委員一同、誠実に業務に取り組んでまいりますので、どうぞご協力よろしくお願いいたします。

本市農業においては、農業従事者の高齢化や耕作条件の不利な農地が少なくないことから、担い手の確保・育成が課題であります。担い手への農地の集積・集約

化を促進するためには、地域における農地利用の在り方を見える化し、人と農地をマッチングすることが必要でありますので、西予市が主体となって実施する「人・農地プランの実質化」に向けて委員一同、関係機関と連携しながら協力していききたいと思います。

改めまして、皆様には農業委員会の業務活動にご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のあいさつとさせていただきます。

農業委員・農地利用最適化推進委員紹介

(任期H31.4.25~R4.4.24)

農業委員19名

宇和町



担当地区
大江、加茂
坂戸、田苗
真土、杵所
清沢

スエミツ ノリオ
末光 則男



担当地区
久保、信里
東多田、瀬戸
河内、伊延東
伊延西、岡山

ワケ ミノル
和気 稔

明浜町



担当地区
高山、田之浜
宮野浦

マス タ タカシ
増田 隆



担当地区
俵津、渡江
狩江

ニシモリ シンイチ ロー
西森真一郎

宇和町



担当地区
稲生、皆田
下川、明間

ウエハラ カズヒロ
上杉 和博



担当地区
明石、新城
常定寺、窪
伊崎、平野
田野中

タカオカ ツネオ
高岡 常夫



担当地区
卯之町、鬼窪
伊賀上、上松葉
下松葉、永長
小野田、野田
久枝、神領

コノ マサヒロ
河野 昌博



担当地区
小原、岩木
郷内、西山田
山田、仁土

セイケ ジュンイチ
清家 純一

野村町



担当地区
白髭、松溪
鳥鹿野、旭
長谷、四郎谷
河西

ジョウコウ ヨシフミ
上甲 好文



担当地区
阿下1~5、釜川
蔵良、中通川
大西、鎌田
栗木、西

ゴトウ シノブ
五藤 忍



担当地区
野村6~13
14(本三、岩村
愛宕)、15
16(深山、芒ヶ
原)、18、片川

ミセ ノボル
三瀬 昇



担当地区
野村1~5
14(石久保)
16(双津野)
阿下6~8

ハシモト マサル
橋本 勝

城川町



担当地区
土居、古市
窪野、高野子
川津南

イズハラ タクオ
泉原 猛男



担当地区
遊子谷、野井川
嘉喜尾、男河内

イノウエ イチロウ
井上 一郎

野村町



担当地区
予子林、坂石
舟戸、惣川
小松、大野ヶ原

ヤマオカ シロウ
山岡 史朗



担当地区
富野川、高瀬
平野

オキノ ヤスシ
沖野 泰

三瓶町



担当地区
津布理、安土
有網代、有太刀
蔵貫浦、蔵貫
皆江、下泊

ウツノミヤヒサユキ
宇都宮久幸



担当地区
朝立、和泉
鳴山、垣生
二及、長早
周木

キクチ マキコ
菊池マキ子

城川町



担当地区
田穂、魚成
下相

シバ ユタカ
志波 豊

主に総会審議
現場活動を行う



農地利用最適化推進委員19名

宇和町



担当地区
大江、加茂
坂戸、田苗
真土、杵所
清沢

フクイ ジュンイチ
福井 順一



担当地区
久保、信里
東多田、瀬戸
河内、伊延東
伊延西、岡山

ウツノミヤフミ タカ
宇都宮文隆

明浜町



担当地区
高山、田之浜
宮野浦

カワカミ エイコ
川上 栄子



担当地区
俵津、渡江
狩江

ウツノミヤコウ キ
宇都宮幸紀

宇和町



担当地区
稲生、皆田
下川、明間

マツモト カオル
松本 薫



担当地区
明石、新城
常定寺、窪
伊崎、平野
田野中

タニグチ マコト
谷口 誠



担当地区
卯之町、鬼窪
伊賀上、上松葉
下松葉、永長
小野田、野田
久枝、神領

オチ ミツヒデ
越智 三英



担当地区
小原、岩木
郷内、西山
山田、仁土

マツモト マサヒロ
松末 正

野村町



担当地区
白髭、松溪
鳥鹿野、旭
長谷、四郎谷
河西

オオクボ タク
大久保 卓



担当地区
阿下1~5、釜川
蔵良、中通川
大西、鎌田
栗木、西

ヒライ カズオ
平井 一清



担当地区
野村6~13
14(本三、岩村
愛宕)、15
16(深山、芒ヶ
原)、18、片川

シバタ ショウ
柴田 翔



担当地区
野村1~5
14(石久保)
16(双津野)
阿下6~8

イセキ ヨシノリ
井関 吉博

城川町



担当地区
土居、古市
窪野、高野子
川津南

カネヨリ タケシ
金寄 長志



担当地区
遊子谷、野井川
嘉喜尾、男河内

マツムラ ヒデキ
松浦 榮喜



担当地区
予子林、坂石
舟戸、惣川
小松、大野ヶ原

タケダ タカシ
武田 孝司



担当地区
富野川、高瀬
平野

ミヨシ ミチオ
三好三智男

三瓶町



担当地区
津布理、安土
有網代、有太刀
蔵貫浦、蔵貫
皆江、下泊

ニシモト サダヨシ
西本 定義



担当地区
朝立、和泉
嶋山、垣生
二及、長早
周木

ヒラノ オサム
平野 治



担当地区
田穂、魚成
下相

ヤマウチ マサノリ
山内 正紀

主に現場活
動を強力に
行う



農地などに関するご相談は、地区担当の農業委員・農地
利用最適化推進委員または事務局にご連絡ください。
農業委員会事務局 TEL0894-62-6417

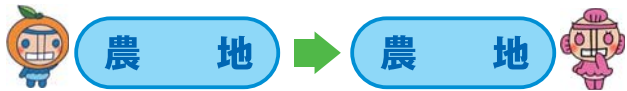


農地法による規制・許可について

～売買・賃借・贈与・転用～

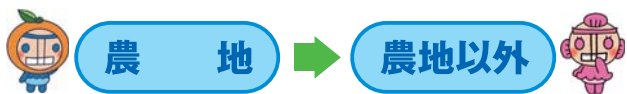
農地法では3条・4条・5条による規制があり、いずれの場合も農業委員会へ申請し、許可を得る必要があります。

(1) 農地法第3条の許可



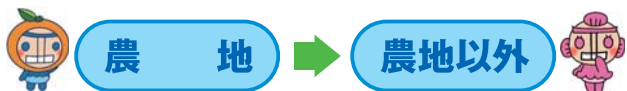
3条では農地の売買・賃借などの規制あり！
例えば、**自分の農地を農地のまま**農業を営んでいる方へ売る・貸す・贈与する場合があります。

(2) 農地法第4条の許可



4条では**自分の農地を農地以外へ**することの規制あり！例えば、農地にコンクリートを敷いて宅地として使用する場合があります。

(3) 農地法第5条の許可



5条では**農地を農地以外にする場合で権利の移転を伴うこと**の規制あり！例えば、Aさんの農地にBさんが住宅を建設する場合があります。

※事案により申請が異なりますので、まず農業委員会にご相談ください。

※許可を受けずに相対のみで行った行為は無効であるとともに、法務局で登記ができません。



○毎年8月から10月を強化月間として農業委員会委員、事務局職員が地域をパトロールし、農地の利用状況を調査します。

○身分証を持参した委員が立ち入ることがありますが、ご理解をお願いします。

※荒廃した農地の持ち主の方へ、調査表を郵送することがあります。

農業者年金へ加入しよう！

～安心して豊かな老後を～

- ・あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- ・年金は一人ひとりの準備が大切です。
- ・老後の備えに農業者年金を加えませんか？

加入条件は・・・

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事
- ③20歳以上60歳未満の方などなたでも加入できます。

※農業委員会またはお近くのJAにご相談ください。



利用権設定・所有権移転について

～農地の賃借・売買をしたい方へ～

主なメリット

- 【賃貸借】
- ・期限が来れば確実に返還
 - ・再設定により継続して賃貸借が可能
- 【所有権移転】※認定農業者が農用地取得する場合
- ・農業委員会による嘱託登記が可能
 - ・譲渡所得税の特別控除（年最高800万円まで）
 - ・不動産取得税の軽減（1/3相当）
 - ・登録免許税の軽減（15/1000→10/1000）

※安心・安全な農地の賃借・売買をおすすめします。まずは農業委員会にご相談ください。



定例総会日程

～農地法による申請等の審議～

各申請等の
メ切は
毎月5日

8月23日(金)	12月23日(月)
9月24日(火)	1月23日(木)
10月23日(水)	2月25日(火)
11月22日(金)	3月23日(月)

全国農業新聞

～農業・農政に関する情報掲載～

- 発行日 月4回金曜日
- 購読料 月額700円（送料共）
- 購読申し込みは農業委員会事務局（TEL 0894-62-6417）までご連絡ください。